

# 抗議声明

## 蒲郡駅事件上告棄却弾劾！！

7月7日、最高裁判所第三小法廷は、蒲郡駅事件の上告棄却を決定した。我々は満腔の怒りを込めて反動決定を弾劾する。

「弁護人の上告主意は事実誤認の主張であり、被告人本人の上告主意は違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらない」という棄却理由は、まったく納得できない。

地裁、高裁の判決が推認や憶測だけで導きだされ、無実の人間が犯罪者に仕立て上げられた人権侵害の事実をなぜ認めないのか。憲法に謳われている基本的人権は、誰しものが持ち得るべきものではないのか。加藤誠二さんの、家族の、そして全ての仲間の、心底からの訴えは届かなかったのか。日本の司法の最高峰である最高裁判所に、事実を直視する眼と良心はないのか。

蒲郡駅事件は、でっちあげである。これを認めることは正義に反することである。ファイルなどから加藤誠二さんの指紋が出ないことが何を意味するのか。会社の資料を保管していたという書庫に鍵がかかっていたのかいなかったのか。重要な事柄を無視し、レッテル張りで強引に導き出した判決は、断固として認められないものである。

私たちは、最高裁の「上告棄却」の不当決定を弾劾するとともに、加藤誠二さんと共に闘いぬく。そして、JR浦和電車区事件の逆転無罪と「美世志会」の職場復帰を勝ち取るための闘いに結集していく。

私たちは、最高裁の不当決定に怯むことなく、これからもあらゆる弾圧と組織破壊攻撃をはね返し、奮闘していくことを宣言する。

2010年7月8日

JR東海労働組合静岡地方本部

